

平成26年度 清須市表彰式

清須市の発展にご尽力いただいております皆様の表彰式が、11月3日(祝)に市役所本庁舎にて開催され、次の13名の方が表彰されました。

■問合せ 人事秘書課(本庁舎)



市民功勞表彰

市民功勞表彰とは、住民自治の進展、社会福祉の増進、保健衛生の向上、産業経済の振興、地域開発の推進、教育・文化・芸術及びスポーツの振興、地域交流又は国際親善の推進、災害の防止などに寄与し、これらの分野の職を10年以上務められ、現在も尽力いただいている方々、その他顕著なる功績があった方々に贈られるものです。

(順不同・敬称略)

岩田 順二(助七)

林 恵子(春日天神)

成田 義之(須ヶ口)

山中 瞳(清洲)

齋藤 雅美(須ヶ口駅前)

加藤 恵嗣(清洲)

松尾加洋子(寺野)

渡邊 正悦(春日富士塚)

野々部 享(土器野)



市政功勞表彰

市政功勞表彰とは、議会議員として12年以上、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会などの執行機関の委員として16年以上など、地方自治の振興に貢献され、尽力された功績顕著な方々に贈られるものです。

(順不同・敬称略)

近藤 敏明(土器野)

佐々木由紀子(清洲)

根本 憲生(土器野)

後藤 鑛造(春日屋敷)



秋の叙勲

《瑞宝双光章》

長年にわたり、教員として地域教育の振興に尽力された功績によるものです。(敬称略)



内田 敏正
(新清洲)



中川 正明
(春日野方)



山田 勇
(新清洲)

長年にわたり、警察官として地域住民の安全・安心のために尽力された功績によるものです。(敬称略)

高齢者叙勲

《旭日单光章》

長年にわたり、議員として地方自治の推進に尽力された功績によるものです。(敬称略)



寺澤 敏郎
(阿原)

各種表彰

《中部管区行政評価局長

感謝状》

長年にわたり、行政相談員として行政相談制度の発展に尽力された功績によるものです。(敬称略)



近藤 光雄
(土器野)

《納税表彰》

長年にわたり、申告納税制度の普及と発展に尽力された功績によるものです。(敬称略)

●名古屋西税務署長表彰

高橋 傳(寺野)

●名古屋西税務推進協議会長表彰

鈴木 裕一(清洲)

製造事業所の皆様へ
工業統計調査にご協力ください

平成26年工業統計調査(12月31日現在)を実施します。

今月から平成27年1月にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

調査票に記入していただいた内容につきましても、統計法に基づき秘密が厳守されますので正確にご記入ください。

調査員は身分証明書(調査員証)を携帯しています。万が一、不審に思われるようなことがあった場合は、企画政策課(本庁舎)までご連絡ください。

問合せ 企画政策課(本庁舎)



「きよす あしがるバス」 年末年始の運休のお知らせ

「きよす あしがるバス」は、年末年始の次の期間中運休します。

運休期間：平成26年12月29日(月)～平成27年1月3日(土)

今後も引き続き、「きよす あしがるバス」をご利用ください。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

税だより

アルバイト・パート収入の税金

アルバイト、パート収入にも、その収入金額によって所得税、市県民税がかかります。また、親や配偶者などの扶養控除の対象から除外されたりする場合があります。

例えば、年収97万円(所得32万円)を超えると、市県民税がかかる場合があります。

また、年収103万円(所得38万円)を超えると、所得税がかかり親等の扶養控除の対象から外れたり、配偶者の場合は配偶者控除から外れたりします。

問合せ 税務課(本庁舎)

家屋を取り壊したひびく届出を

固定資産税は、毎年その年の1月1日現在を基準として、家屋の所在する市町村において課税されます。

新築又は増改築などにより、家屋の全部又は一部を取り壊した場合は、速やかに税務課(本庁舎)に建築物除去届を提出してください。また、事務所・店舗を住宅に改装したり、住宅を住宅以外に改造する場合も税務課へお知らせください。

なお、住宅用の土地については、その税負担を軽減する特例が設け

られています。住宅を取り壊したり、住宅以外に改造すると、特例措置が受けられず、税金が高くなる場合があります。

問合せ 税務課(本庁舎)

償却資産の申告はお早めに

毎年1月1日現在で償却資産を所有されている方は、固定資産の課税対象になりますので、その資産について申告の必要があります。償却資産とは、土地、家屋以外の事業用資産で、機械装置、工具器具備品、建物付属設備、構築物(舗装道路、広告塔等)などです。

申告期限は、毎年1月末(来年は2月2日)です。お早めに申告していただくようお願いいたします。

問合せ 税務課(本庁舎)

給与支払報告書・償却資産申告書の提出は電子申告で

提出期限は毎年1月末(来年は2月2日)です。

電子申告は書類の作成、仕分け送付の手間を省き、事務の効率化に役立ちますのでぜひご利用ください。

詳しくは、エルタックスホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。ヘルプデスクは0570-008-1459(携帯・PHS)IP電話は03-5500-7010まで

平成27年度から自動車税の重課割合が引き上げられます

自動車税については、排出ガスや燃費の性能が優れた車の税率を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した車(低公害車などを除く)の税率を高くする措置が採られています。この重課割合が平成27年度から概ね15パーセント(現行概ね10パーセント)に引き上げられます。(ただし、一部のバス及びトラックは概ね10パーセントのまま据え置き)

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期	税率が高くなる年度
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	平成26年度 概ね10% 平成27年度以降 概ね15%
	平成27年度以降 概ね15%
ディーゼル車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	平成26年度 概ね10% 平成27年度以降 概ね15%
	平成27年度以降 概ね15%

問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ

☎052-531-6305

税務署からのお知らせ

名古屋西税務署では、平成27年3月下旬まで本館整備工事を実施しています。

工事期間中は、騒音等でご迷惑、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 名古屋西税務署

☎052-521-8251

12月議会定例会日程のお知らせ

本会議・委員会はお気軽に傍聴できます。詳しくは、議事調査課(本庁舎)までお尋ねください。

開会日	会議等
1日(月)	本会議(行政報告・質疑、議案提案・説明)
3日(水)	本会議(一般質問)
4日(木)	本会議(一般質問)
9日(火)	本会議(議案質疑)
11日(木)	建設文教常任委員会
12日(金)	総務常任委員会
15日(月)	福祉常任委員会
19日(金)	本会議(委員長報告・討論・採決)

開会時間 いずれも午前9時30分から

高額医療・高額介護の 合算制度のご案内

高額医療・高額介護の合算制度とは
医療と介護サービスを利用した世帯の負担を軽減するため、世帯全員の医療・介護の負担金額を合計して一定の額を超えた場合、超えた分の金額が支給される制度です。

●対象となる世帯

医療・介護ともに費用を負担している世帯

(注)この場合の「世帯」とは、医療保険上の世帯です。例えば「国民健康保険」に加入している方と「後期高齢者医療制度」に加入されている方は、夫婦であっても医療保険上は別世帯となり、かかった費用を合計することはできません。

●支給額

平成25年8月から26年7月の12か月間の医療費・介護サービスの合計負担金額から下表の金額を差し引いた金額

①5000円以下の場合、支給されません。

②70歳未満の方の医療費の負担額は、1か月に2万1000円以上のもので合計の対象となります。

	後期高齢者医療加入世帯	後期高齢者医療以外の医療保険加入世帯	
		70~74歳	70歳未満
一定以上の所得がある世帯	67万円	67万円	126万円
一般世帯	56万円	56万円	67万円
全員が住民税非課税世帯(低II)	31万円	31万円	34万円
全員が住民税非課税で所得が一定以下の世帯(低I)	19万円	19万円	34万円



●申請方法

①本市の国民健康保険に加入の方
支給の対象となる方へ平成27年1月以降にお知らせを送付しますので、保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所にて申請をしてください。

②愛知県後期高齢者医療制度に加入の方
支給の対象となる方へ12月以降にお知らせを送付しますので、保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所にて申請をしてください。

①②以外の医療保険に加入の方

保険証に記載されている保険の窓口にお問合せのうえ、介護保険の自己負担額証明書(高齢福祉課(清洲庁舎)にて発行)を添付してご加入の医療保険へ申請してください。

問合せ 保険年金課(本庁舎)

70歳未満の方の国民健康保険の自己負担限度額変更のお知らせ

平成27年1月1日(1月診療分)から70歳未満の方の所得区分が現在の3段階から5段階に細分化され、国民健康保険自己負担限度額(月額)が下表のとおり変更となります。

所得区分	証の表示	過去12か月間で3回目まで	4回目以降
上位所得者※ 基礎控除後の所得が600万円を超える世帯	A	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた金額の1%	83,400円
一般 基礎控除後の所得が600万円以下の住民税課税世帯	B	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた金額の1%	44,400円
非課税 住民税非課税世帯	C	35,400円	24,600円



所得区分	証の表示	過去12か月間で3回目まで	4回目以降
上位所得者※ 基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	ア	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた金額の1%	140,100円
上位所得者※ 基礎控除後の所得が600万円以上901万円以下の住民税課税世帯	イ	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた金額の1%	93,000円
一般 基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の住民税課税世帯	ウ	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた金額の1%	44,400円
一般 基礎控除後の所得が210万円以下の住民税課税世帯	エ	57,600円	44,400円
非課税 住民税非課税世帯	オ	35,400円 <変更なし>	24,600円 <変更なし>

※所得申告がない人がいる世帯は、上位所得者とみなされます。

問合せ 保険年金課(本庁舎)

「清須市暮らしの便利帳」に掲載する有料広告を募集します



市の施設や各種手続きなど、行政情報や地域情報を掲載した「清須市暮らしの便利帳」(平成25年2月発行)の改訂版を、官民協働事業として株式会社サイネックスと作成し、平成27年5月から6月にかけて市内全世帯へ配布する予定です。

清須市暮らしの便利帳の制作費は、事業者の皆さんからの広告掲載料を元に、株式会社サイネックスが全て負担します。

株式会社サイネックスの担当者が、広告の募集・販売のため、平成27年1月末まで企業や事業者を訪問しますので、皆さんのご協力をお願いします。

問合せ

株式会社サイネックス

☎059・361・1144

清須市役所人事秘書課(本庁舎)

☎052・400・2911(代)



皆さんのご意見をお聞かせください パブリック・コメント

清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針(案)について

市では、市民の皆様が利用する公共施設の使用料設定に関する基本的な考え方や算定基準等を明らかにする「清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針(案)」を作成しました。その内容について、市民の皆さんから意見の募集を行っています。

<p>閲覧場所・閲覧時間</p>	<p>○企画政策課(本庁舎)・西枇杷島庁舎・清洲庁舎・春日支所・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・カルチバ新川・新川ふれあい防災センター・新川福祉センター・にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・西枇杷島老人福祉センター・春日公民館・市立図書館 午前8時30分～午後5時15分(閉庁、休館日を除きます) ○市ホームページ パブリック・コメントのページ</p>
<p>意見提出資格</p>	<p>市内にお住まい、お勤め、在学の方及び事務所又は事業所を有する方</p>
<p>意見提出方法</p>	<p>案件名、氏名(法人名)、住所を記入のうえ郵送、FAX、Eメール又は窓口提出でお願いします。様式は問いません。 ホームページからダウンロードもしくは、各閲覧場所に設置の募集用紙によりご提出いただくこともできます。</p> <p>▼郵送・FAX・Eメールの場合 〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 清須市役所 企画政策課 宛て FAX 052-400-2963 Eメール kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp</p> <p>▼窓口の場合 企画政策課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所 ※電話、口頭でのご意見は受付しません。</p>
<p>意見募集期間</p>	<p>平成26年12月24日(水)まで (郵送は締切日の消印有効、その他は締切日必着)</p>
<p>提出されたご意見の取扱い・対応</p>	<p>提出されたご意見は、整理・分類したうえで、市の考え方とともに一定期間公開します(個人情報に関しては公開しません)。</p>

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

年末・年始 各施設のお休み

清須市役所本庁舎	12月27日(土)～1月4日(日)
西枇杷島庁舎	
清洲庁舎	
春日支所	
※年末・年始の休み中は、土曜日の窓口業務もお休みします。	

新川地域文化広場(カルチバ新川)	12月29日(月)～1月3日(土)
新川ふれあい防災センター	
新川福祉センター	12月27日(土)～1月4日(日)
西枇杷島会館	12月29日(月)～1月3日(土)
西枇杷島小田井公民館(にしび創造センター内)	
西枇杷島勤労福祉会館(にしびさわやかプラザ)	
西枇杷島老人福祉センター	
西枇杷島生きがいセンター(にしび創造センター内)	12月28日(日)～1月4日(日)
西枇杷島問屋記念館	12月29日(月)～1月3日(土)
みずとびあ庄内(庄内川水防センター)	
清洲市民センター	
清洲勤労福祉会館(アルコ清洲) ※ただし、プールは1月1日～3日は営業 【開館時間 午後1時～6時】(午後5時受付終了)	
清洲城・ふるさとのやかた	12月29日(月)～31日(水)
清洲総合福祉センター	12月29日(月)～1月5日(月) (施設設備点検日を含む)
春日公民館	12月29日(月)～1月3日(土)
春日B&G体育館	
春日老人福祉センター	12月28日(日)～1月4日(日)
はるひ美術館	12月28日(日)～1月5日(月)
市立図書館	12月29日(月)～1月3日(土)
児童館・児童センター	12月28日(日)～1月4日(日)
子育て支援センター	12月27日(土)～1月4日(日)



今月のエコチャレンジ

『大掃除 エコ電球に取り替えて』

- 家電製品の中で最も電気を使うのは、電気冷蔵庫(約14パーセント)ですが、照明器具(約13パーセント)も大きな比重を占めます。
- 電球型蛍光灯は、白熱電球に比べ同じ明るさで電気代は約4分の1以下、寿命も約6倍。さらにLED電球は白熱電球に比べ、同じ明るさで電気代は約7分の1から8分の1、寿命は20から40倍となり、二酸化炭素も少なくコスト面でもお得です。



【出典:エコチャレ手帳2014(愛知県)】

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

年末・年始 ごみ収集のお知らせ

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

〈可燃ごみ〉

収 集 地 区		年末最終の収集日	年始最初の収集日
市内 全域	毎週月・木曜日 収集地区	12月29日(月)	1月5日(月)
	毎週火・金曜日 収集地区	12月30日(火)	1月6日(火)

〈不燃ごみ〉

収 集 地 区		年末最終の収集日	年始最初の収集日
市内 全域	第1・3水曜日 収集地区	12月17日(水)	1月 7日(水)
	第2・4水曜日 収集地区	12月24日(水)	1月14日(水)
	第1・3土曜日 収集地区 ※	12月20日(土)	1月17日(土)
	第2・4土曜日 収集地区	12月27日(土)	1月10日(土)
	※第1・3土曜日の収集地区(西枇杷島、清洲、新川地区の一部)は、1月の収集日が第3土曜日のみとなります。ご注意ください。		

〈プラスチック製容器包装〉

収 集 地 区		年末最終の収集日	年始最初の収集日
市内 全域	毎週水曜日 収集地区	12月24日(水)	1月 7日(水)
	毎週土曜日 収集地区	12月27日(土)	1月10日(土)

年末・年始のリサイクルステーション



【出せる物】 新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑がみ、古着、空き缶、金物、空きビン、ペットボトル(キャップ含む)、スプレー缶、カセットボンベ類、使い捨てライター、乾電池(充電式・ボタン型を除く)

◆新川ふれあい防災センター西側

回収日 年末最終:12月26日(金) 年始最初:1月 9日(金)

時 間 午前9時～午後3時

◆清洲庁舎(駐車場内)

回収日 年末最終:12月28日(日) 年始最初:1月 4日(日)

時 間 午前9時～午後4時

◆西枇杷島庁舎(西側車庫前)

回収日 年末最終:12月27日(土) 年始最初:1月10日(土)

時 間 午前9時～午後3時

◆春日支所(春日老人福祉センター駐車場内)

回収日 年末最終:12月27日(土) 年始最初:1月 9日(金)

時 間 土曜日:午前9時～正午 金曜日:午後0時30分～4時30分



行政ニュース

市役所 ☎052-400-2911 (番号のかけ間違いにご注意を)

清須 2014.12.1

〈資源〉

収 集 地 区		年末最終の収集日	年始最初の収集日
西枇杷地区	第2水曜日 地区	12月10日(水)	1月14日(水)
	第4水曜日 地区	12月24日(水)	1月28日(水)
	第2土曜日 地区	12月13日(土)	1月10日(土)
	第4土曜日 地区	12月27日(土)	1月24日(土)
新川地区	第3水曜日 地区	12月17日(水)	1月21日(水)
	第4水曜日 地区	12月24日(水)	1月28日(水)
	第4土曜日 地区	12月27日(土)	1月24日(土)
清洲地区	第1水曜日 地区	12月 3日(水)	1月 7日(水)
	第2水曜日 地区	12月10日(水)	1月14日(水)
	第3水曜日 地区	12月17日(水)	1月21日(水)
	第4水曜日 地区	12月24日(水)	1月28日(水)
	第1土曜日 地区※1	12月 6日(土)	1月10日(土)
	※1 清洲地区の第1土曜日収集地区は、1月の収集日のみ通常収集日と異なります。		
春日地区	第1土曜日 地区※2	12月 6日(土)	1月10日(土)
	第2土曜日 地区	12月13日(土)	1月10日(土)
	第3土曜日 地区	12月20日(土)	1月17日(土)
	第4土曜日 地区	12月27日(土)	1月24日(土)
	※2 春日地区の第1土曜日収集地区は、1月の収集日のみ通常収集日と異なります。		

〈粗大ごみ〉

◆受付日時	年末最終:12月26日(金) 年始最初:1月 5日(月) 午前9時～午後5時	◆申込先	清須市シルバー人材センター ☎052-400-3123
-------	----------------------------------------------	------	--------------------------------

年末・年始のし尿収集

本年のし尿収集は12月26日(金)が最終収集日です。新年は1月5日(月)から収集します。

◆し尿汲取り・浄化槽の清掃業者

●新川・清洲地区

株式会社サンキョークリエイト
☎0587-32-2541

●西枇杷島地区

三協商事株式会社
☎052-442-3091
丸新商事株式会社
☎052-400-3688

●春日地区

株式会社サンキョークリエイト
☎0587-32-2541

第9回愛知県市町村対抗駅伝競走大会開催 清須市代表選手に熱い応援を!!



12月6日(土)に愛・地球博記念公園(長久手市)において、県下54市町村参加のもと「愛知万博メモリアル 第9回愛知県市町村対抗駅伝競走大会」が開催されます。

各市町村の精鋭(代表選手)たちが、11区間32.9キロメートルを力走り、熱戦を繰り広げます。そして、わが清須市代表の選手たちも、一生懸命練習を重ね参加しますので、市民の皆さんの熱い応援をよろしくお願いします!!

■問合せ スポーツ課(新川ふれあい防災センター)
電話052-409-1535

愛知駅伝 2014 検索

～ 交通事故^{ゼロ}のまちを目指して ～

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

シリーズ5 飲酒運転を絶対にしない・させない

飲酒運転は、その瞬間から車を凶器に変えます。「つい」や「うっかり」は許されません! 師走は、忘年会などで飲酒の機会が増えますので、飲酒をした場合の帰宅方法を事前に決めておくとういことです。

飲酒運転で失うもの…



お金(賠償金など)



社会的地位



大切な命



家族



飲酒運転根絶!ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパー運動は、自動車仲間と飲食店などに行く場合に、あらかじめお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける人を決め、飲酒運転を防ぐ運動のことです。

年末の交通安全県民運動 12月1日(月)から10日(水)まで

- <重点運動>
- ・飲酒運転を根絶しよう
 - ・子どもと高齢者を交通事故から守ろう
 - ・夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故をなくそう
 - ・全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

行政ニュース

市役所 ☎052-400-2911 (番号のかけ間違いにご注意を)

清須 2014.12.1

初日の出は清洲城で



清洲城では、初日の出を天主閣からご覧になることができます。お正月三が日の清洲城開館日程は次のとおりです。

《清洲城》



元日

午前6時30分～午後3時

1月2日(金)・3日(土)

午前9時～午後3時

《清洲ふるさとのやかた》



元日・1月2日(金)・3日(土)
午前9時～午後3時

※清洲城及び清洲ふるさとのやかたは、平成27年1月4日(日)から通常開館します。

問合せ 産業課(本庁舎)

年末年始の施設休館のお知らせ

○清洲城・清洲ふるさとのやかた

12月29日(月)～12月31日(水)

○一休庵

12月29日(月)～1月8日(木)

○飴茶庵

12月29日(月)～1月5日(月)

※一休庵は通常月曜日～木曜日が休館、飴茶庵は通常月曜日が休館となります。

問合せ 産業課(本庁舎)

新成人の皆さん、おめでとうございます

「平成27年清須市成人式」を次のとおり実施しますのでご参加ください。

- と き 平成27年1月10日(土)
受付：午前10時30分から
開式：午前11時00分から
- ところ 春日公民館 大ホール
- 対 象 平成6年4月2日から平成7年4月1日
生まれの方



●案内はがき発送(12月初旬)

上記対象者で平成26年11月20日現在、市内に住居登録のある方に案内はがきを郵送します。

成人式当日は案内はがきを持って会場にお越しください。

【案内はがきを紛失した 又は 届いていない場合】

当日は、案内はがきをお持ちでない方専用の受付を設けています。

受付を済ませていただきますと入場できます。

問合せ 生涯学習課(清洲市民センター) 電話052-409-6471(月曜日休館)